

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(1) 定義に基づくいじめの判断

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の立場に立った見極めが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為でなくても、児童が心身の苦痛を感じている場合はいじめとして認知する。

「けんかやふざけあい」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導するとともに、いじめが発生した際、児童、保護者等に対して迅速かつ、誠実な対応を心がけ、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

さらに、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 本校におけるいじめ防止対策委員会

(1) 子どもサポート委員会

毎月、子どもサポート委員会を開催する。各担当から、いじめや、生徒指導に関する案件や問題、配慮を要する児童について情報を出し合い、今後の指導方針や対応について対策を話し合う。その後、職員会議において全職員で共通理解を図る。緊急時や、スクールカウンセラー、その他の機関との連携をする場合は、必要に応じて開催する。

3 いじめ未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに学校全体で取り組む。

(1) 学級経営の充実

- ①教職員は、いじめは絶対に許されないという認識の下、組織として毅然と対応する。
- ②規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように生徒指導実践上の視点（生徒指導の機能）を生かした「わかる授業」を推進し、充実感や自尊感情が図られるような集団づくりを行う。
- ③教職員は、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して、教職員が率先して適切な言葉を使い、児童生徒からの暴力・暴言が出ない環境づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

- ①『いのち』のつながりと輝きを主題とし、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進を通して、いのちを大切にできる態度の育成、相談できる環境づくり、コミュニケーション能力の育成、情報モラルの向上を図る。

(3) 相談体制の整備

- ①日々の学校生活や「教育相談週間」に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ②スクールカウンセラーとの関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- ③悩みを抱えた時や、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるよう「SOSの出し方に関する教育」を行う。
- ④発達障害を含む障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ⑤性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ⑥災害等により、被災した児童（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒にたいするいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(4) ネット上のいじめに対する対策

- ①SNS、スマートフォン、タブレット端末を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも啓発活動を行う。

(5) 校内研修の実施

- ①全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ②教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、校内研修を年間計画に位置づける。

4 いじめ早期発見のための取組

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないように日ごろから丁寧に児童生徒への理解を進め、早期発見に努めることが大切である。そのためには、表面の行動に惑わされることなく、内面の気持ちや違和感を敏感に感じとるように努める。また、子どもたちとのコミュニケーションを通して、児童生徒の声が教職員に届くように、日常的に信頼関係を築くことが重要である。

(1) いじめ相談体制

- ①4月に悩みを抱えた時や、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるよう「SOSの出し方に関する教育」を行う。
- ②児童および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーやいじめ相談窓口の活用を図る。

(2) アンケート調査

- ①教育相談週間（6月・11月）での「学校生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

- ①学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努める。
- ②学校と地域、保護者等や家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ③校内研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) 観察・日記指導

- ①長期休暇明け、一人一台端末の活用による「心の健康観察」を2週間程度行う。
- ②児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。また、日記などから交友関係や悩みを把握する。

5 いじめの相談・通報について

- (1) いじめの相談・通報窓口は、教頭・養護教諭・教育相談担当とする。
- (2) 児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。
- (3) 校外の相談窓口

千葉県警察少年センター	0120-783-497
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
東総研修所相談室	0479-23-5954
海匠教育相談室	0479-63-2540
旭市教育委員会教育総務課	0479-62-5353

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まずいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関（旭市教育委員会 0479-62-5353 旭警察署 043-227-9110 銚子児童相談所 0479-23-0076）との連携の下で取り組む。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。

【いじめが解消しているとは】

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害者の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者に対する心理的な影響を与える行為が止んでいるかを判断する時点において、被害者児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められる。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる。
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態の認知、調査、報告

- 重大事態を認知した場合、第一に被害者等の安全確保を実施する。学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、以後、一貫した組織的対応を行う。また、情報を整理し、市教育委員会と協議をしながら対応を決定する。
- 重大事態と認められる場合、学校は、市教育委員会に対し、電話等で直ちに報告を行い、市教育委員会はこのことを市長へ直ちに報告する。その後、学校は文書により速やかに市教育委員会へ報告する。
- 市教育委員会は、教育事務所を経由し、県教育委員会に情報提供を行う。また、情報提供を受けた市は、県条例第5条第3項に基づき、県に必要な措置の協力を依頼する。
- 文部科学省作成「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用し法で定める発生報告等の対応を適切に行う。また、「いじめの重大事態に関するガイドライン チェックリスト」も活用していく。
- 調査にあたっては、市基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。
- 組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び市教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。

8 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- (2) いじめに関しての調査や年度毎の比較を実施する。
- (3) いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会および保護者・地域に報告する。

9 その他

- 毎年、県および市のいじめ防止基本方針が策定された際は、県および市の方針を参考に点検し、必要に応じて修正をする。

平成 26 年 4 月 1 日 作成
平成 28 年 4 月 1 日 改訂
平成 29 年 4 月 1 日 改訂
平成 31 年 4 月 1 日 改訂
令和 2 年 4 月 1 日 改訂
令和 2 年 11 月 12 日 改訂
令和 5 年 5 月 1 日 改訂
令和 6 年 4 月 1 日 改訂
令和 7 年 4 月 1 日 改訂
令和 8 年 4 月 1 日 改訂